

議案第 21 号

三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 号の規定により、本議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 6 日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町国民宿舎事業管理者の給与の特例に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、三朝町国民宿舎事業管理者（以下「管理者」という。）の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者の給与の額の特例）

第 2 条 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における管理者の給料月額は、三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 21 年三朝町条例第 6 号）

第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、481,000 円とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。